

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第86号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第87号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第88号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第89号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第90号 市道路線の認定……………（建設総務課）…3
- 告示第91号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…3
- 告示第92号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3

公 告

- 公告第31号 宇治市職員証の無効……………（人事課）…3
- 公告第32号 明星町（その5）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…3
- 公告第43号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…6
- 公告第44号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…6

告 示

宇治市告示第86号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間

令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
木幡25号線	木幡正中32番地の3先 木幡正中32番地の4	前	3.4 ~4.4	13.3	
	木幡正中32番地の3先 木幡正中32番地の4	後	6.0 ~6.5		
木幡201号線	木幡檜尾35番地の8 木幡檜尾35番地の8	前	5.4 ~8.4	5.2	
	木幡檜尾35番地の8 木幡檜尾35番地の8	後	6.4 ~8.4		
宇治15号線	宇治東内25番地の1 宇治東内25番地の27	前	1.8 ~2.7	53.0	
	宇治東内25番地の1 宇治東内25番地の27	後	4.0		
宇治146号線	宇治式番78番地の15 宇治式番78番地の15	前	10.5 ~10.7	13.6	
	宇治式番78番地の15 宇治式番78番地の15	後	11.9		

宇治市告示第87号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間

令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
木幡25号線	木幡正中32番地の3先 木幡正中32番地の4	令和4年7月29日
木幡201号線	木幡檜尾35番地の8 木幡檜尾35番地の8	令和4年7月29日
宇治15号線	宇治東内25番地の1 宇治東内25番地の27	令和4年7月29日
宇治146号線	宇治式番78番地の15 宇治式番78番地の15	令和4年7月29日

宇治市告示第88号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定によ

り、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間

令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
木幡48号線	木幡東中34番地の46先 木幡東中33番地の18先	前	10.8 ~20.0	76.2	
	木幡東中34番地の46先 木幡東中33番地の18先	後	9.8 ~20.0		
炭山8号線	炭山土井谷13番地の2(右) 炭山土井谷10番地	前	1.5	70.3	終点地番「炭山土井谷10番地」を「炭山土井谷10番地(右)」に改正。
	炭山土井谷13番地の2(右) 炭山土井谷10番地(右)	後	1.5		
神明10号線	神明石塚18番地 神明石塚20番地の1	前	1.0 ~6.0	106.6	終点地番「神明石塚20番地の1」を「神明石塚18番地の26」に改正。
	神明石塚18番地 神明石塚18番地の26	後	4.1 ~7.2		
神明36号線	神明宮北2番地の20 神明石塚18番地の26(右)	前	1.2 ~3.6	33.1	
	神明宮北2番地の20 神明石塚18番地の26(右)	後	1.9 ~4.2		
伊勢田町149号線	伊勢田町北山5番地の31 伊勢田町北山5番地の35	前	4.9 ~5.0	17.0	
	伊勢田町北山5番地の31	後	6.0		

伊勢田町北山 5番地の35			
------------------	--	--	--

宇治市告示第89号

市道路線の供用の開始について
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間
 令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
神明10号線	神明石塚18番地 神明石塚18番地の26	令和4年7月29日
神明36号線	神明宮北2番地の20 神明石塚18番地の26（右）	令和4年7月29日
伊勢田町149号線	伊勢田町北山5番地の31 伊勢田町北山5番地の35	令和4年7月29日

宇治市告示第90号

市道路線の認定について
 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間
 令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
神明113号線	神明石塚18番地 神明石塚18番地の26	
伊勢田町224号線	伊勢田町井尻13番地の1 伊勢田町井尻19番地の8	
伊勢田町225号線	伊勢田町ウトロ1番地の44 伊勢田町ウトロ1番地の49	
広野町301号線	広野町尖山4番地の1269 広野町尖山4番地の1280	

宇治市告示第91号

市道路線の区域の決定について
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間
 令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
神明113号線	神明石塚18番地 神明石塚18番地の26	6.0	74.5	

伊勢田町224号線	伊勢田町井尻13番地の1 伊勢田町井尻19番地の8	6.0 ~18.0	75.3
伊勢田町225号線	伊勢田町ウトロ1番地の44 伊勢田町ウトロ1番地の49	6.0	49.5
広野町301号線	広野町尖山4番地の1269 広野町尖山4番地の1280	6.0 ~18.0	35.0

宇治市告示第92号

市道路線の供用の開始について
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月29日から14日間
 令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
神明113号線	神明石塚18番地 神明石塚18番地の26	令和4年7月29日
伊勢田町224号線	伊勢田町井尻13番地の1 伊勢田町井尻19番地の8	令和4年7月29日
伊勢田町225号線	伊勢田町ウトロ1番地の44 伊勢田町ウトロ1番地の49	令和4年7月29日
広野町301号線	広野町尖山4番地の1269 広野町尖山4番地の1280	令和4年7月29日

公 告

宇治市公告第31号

宇治市職員証の無効について
 次の宇治市職員証は紛失により無効としたので公告します。
 令和4年7月5日

宇治市長 松村 淳子

番号	氏名	発行日	有効期限
2401		平成31年4月1日	平成36年（2024年）3月31日

(揭示済)

宇治市公告第32号

明星町（その5）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について
 明星町（その5）配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和4年7月8日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 明星町（その5）配水管改良工事
- (2) 工事場所 宇治市明星町一丁目地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- | | | |
|-------------|---------|-----------------|
| D I P-G X | φ 1 0 0 | L = 1 8 7 . 3 m |
| | φ 7 5 | L = 1 0 0 . 4 m |
| D I P-K | φ 7 5 | L = 0 . 6 m |
| H P P E-E F | φ 5 0 | L = 3 8 0 . 5 m |
| H I V P | φ 5 0 | L = 1 9 . 7 m |
| 弁栓類 | | N = 2 1 基 |
| 配水管撤去工 | | L = 6 8 9 . 8 m |
| 給水管引込替 | | N = 7 5 箇所 |
- (4) 工 種 水道施設工事
- (5) 工事期間 契約日から令和5年3月8日まで 197日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が700点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
 - ② 配布期間

令和4年7月8日	午前9時から
令和4年7月14日	午後2時まで
 - ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
 - なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
 - ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課
 - ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和4年7月8日	午前9時から
令和4年7月14日	午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、令和4年7月25日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和4年7月8日 午前9時から

令和4年8月9日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和4年7月8日 午前9時から

令和4年7月26日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和4年8月1日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和4年8月8日 午前9時から午後6時まで

令和4年8月9日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和4年8月10日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1.1 予定価格

本件の予定価格は、65,516,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

1.2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、52,801,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

1.3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1.4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1.5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1.6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1.7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

1.8 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

1.9 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第43号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和4年度第8-1号

令和4年度第8-2号

2 縦覧期間

令和4年7月29日以後常時

宇治市公告第44号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和4年7月29日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和4年度第9-1号

令和4年度第9-2号

2 縦覧期間

令和4年7月29日以後常時